

# 「学校給食費の

# 抜本的な負担軽減」 がスタートします

令和8年  
4月から



## どんな取組？

子育て支援を目的として、公立小学校\*の児童の学校給食に必要な食材費について、国が地方自治体を支援する取組です。

※ 義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含みます。

## どのくらい 負担が 軽くなるの？

学校給食の実施状況に応じて、児童一人・一月当たり次の額を基準として支援します\*。

※ 年間では、11か月分の支援となります。

	小学校・ 義務教育学校前期課程	特別支援学校 小学部
完全給食 (パン又は米飯等 +ミルク+おかず)	5,200 円 軽減	6,200 円 軽減
補食給食 (ミルク+おかず)	4,800 円 軽減	5,800 円 軽減
ミルク給食 (ミルクのみ)	1,200 円 軽減	1,200 円 軽減

なお、地方自治体によって学校給食の内容・回数などが異なり、学校給食に必要な食材費が基準額を超える場合があります。基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から学校給食費を徴収することが可能です。

そのため、地方自治体によっては、保護者負担が生じる場合があります。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

皆さんの疑問に  
お答えします

**Q** 支援を受けるための手続は？

**A** 保護者の方は、手続は不要です。

今回の取組は、個人に対して学校給食費を給付するものではなく、地方自治体が学校給食のための食材を購入するための経費を支援する仕組みです。そのため、保護者の皆様に行っていただく手続は原則ありません。

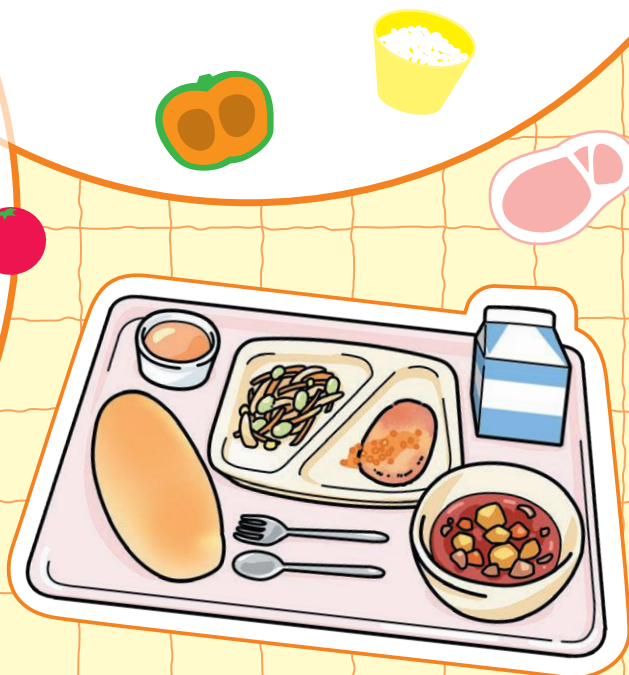
※重度のアレルギーなど、学校給食を食べられない児童への支援を行う地方自治体があり、その支援を受ける場合は個別の手続が必要となります。

**Q** 無償ではないの？

**A** 地方自治体によります。

学校給食の食材費が基準額を上回る場合には、保護者から徴収することは可能となっています。このため、地方自治体によっては、引き続き、学校給食費として一定の金額を徴収することはあります。

なお、「給食無償化」との表現が完全無償のイメージにつながることで、独自に学校給食の質を向上させたい地方自治体の財政負担の増加を招いたり、逆に財政負担を抑えたい地方自治体で学校給食の質の低下を招いたりすることが懸念されることから、今回の取組の趣旨が明確になるよう、「学校給食費の抜本的な負担軽減」と表記しています。



## ウェブサイト & 動画はこちら

特設  
サイト



動画

「給食費の負担が  
軽くなります。」



公立小学校  
児童の保護者の皆様へ

令和8年4月から /  
給食費の負担が  
軽くなります



(文部科学省  
公式YouTubeチャンネル内)  
[https://youtube.com/shorts/  
E6LI0dtG1hE](https://youtube.com/shorts/E6LI0dtG1hE)



(文部科学省 公式ウェブサイト内)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/kyu-lighten.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/kyu-lighten.html)